

能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定並びに実効性ある施策の推進を図るため、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するため、能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に係る検討に関すること。
- (2) 総合戦略の施策推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、戦略会議の目的を達成するために必要な事案に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、業界団体及びまちづくり活動を行う団体等の代表者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）に規定する7級に相当する額を支給する。

前条第2項の委員以外の者が出席したときも同様とする。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月20日から施行する。

能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員

No.	団体名等	役 職	委 員 名	
1	あきた白神農業協同組合	代表理事組合長	佐 藤 謙 悦	
2	白神森林組合	代表理事組合長	金 野 忠 徳	
3	能代木材産業連合会	会長	工 藤 隆 夫	
4	能代商工会議所	会頭	広 幡 信 悦	
5	二ツ井町商工会	会長	菊 池 豊	
6	能代観光協会	会長	広 幡 信 悦	(兼任)
7	二ツ井町観光協会	会長	安 井 英 章	
8	秋田県立大学木材高度加工研究所	教授	山 内 繁	
9	能代地区高校校長会	会長	菊 池 一 二 三	
10	能代公共職業安定所	所長	川 口 一 正	
11	秋田県山本地域振興局	局長	倉 部 明 彦	(新任)
12	秋田銀行 能代支店	支店長	高 橋 徳 之	(新任)
13	北都銀行 能代支店	支店長	畠 山 親 浩	
14	連合秋田能代地域協議会	議長	鎌 田 守	
15	能代市総合計画市民協働会議	委員長	河 井 千 代 子	
16	能代青年会議所	理事長	佐々木 暁	(新任)
17	能代市私立幼稚園PTA連合会	代議員	桜 井 桂	
18	能代市自治会連合協議会	会長	船 山 捷 治	
19	二ツ井地区区長連絡協議会	会長	伊 藤 誠	
20	能代市連合婦人会	会長	山 崎 昌 子	
21	東北電力能代営業所	所長	田 中 康 之	
22	能代郵便局	局長	緑 川 忠	(新任)
23	能代駅前郵便局	局長	岸 部 由 紀 子	(新任)